

# 第二回定例区議会本会議での代表質問と答弁

九月十日の第三回定例区議会本会議での、日本共産党・沖島えみ子議員の代表質問と答弁の要旨を紹介します。

## 建築物の絶対高さ制限の導入を



住環境や景観の保全を求める住民の運動が区内各地で広がっています

### 【質問】

超高層・大規模開発容認の区長の姿勢に批判の声が広がっています。墨田区では一部地域で「景観を保全し、歴史と文化を生かしたまちづくりを進めるため、絶対高さを二十一メートル」、江戸川区は「低層住宅地としての街並みを整え、良好な住環境を保全するため、絶対高さ制限十六メートル」など、二十三区中七区が絶対高さ制限を導入します。

港区では現在、大規模開発計画は二百メートル級など二十八計画にも及び、住環境破壊が更に進んでいます。区内では乱開発から、地域の住環境を守るためのルールづくりを模索する動きが広がっています。大企業中心の大規模・超高層の「都市再生」政策推進の姿勢を改め、住環境を守るため、絶対高さ制限を導入すべきです。

### 【区長答弁】

絶対高さ制限の導入については、街並み景観を重視する地域などにおいて、地域住民の発意のもとに理解を得ることが重要と考えてい

ます。

## 福祉会館の耐震補強工事、バリアフリー化の推進を

### 【質問】

福祉会館十七館のうち、耐震診断の行われた九館ではＣランク六、Ｂランク一となっています。東京は、直下型地震がいつ起きてもおかしくない時期にあります。地震に耐えられるようＣランク、Ｂランクの施設は、計画を前倒しし急いで耐震補強工事を行うべきです。麻布福祉会館についてはガケ地問題を解決し、急いで改築にふみき



写真は高輪福祉会館・児童館

るべきです。新橋、赤坂、高輪福祉会館にはエレベーターの設置計画がありません。老朽化し、構造上もエレベーターが設置できないこの三館については早急に改築すべきです。高輪福祉会館については「平成十六年度までに改築を含め検討したい」との表明通り計画を明らかにし、早急に改築すべきです。

### 【区長答弁】

地震等の災害から利用者の安全を確保することは、区の責務と考

えております。麻布福祉会館の改築については、擁壁部分の耐震調査を行い、改築の準備をしてまいります。赤坂福祉会館については、平成十六年度に予定している補強設計に際し、エレベーターの設置を含め、バリアフリー化を計画しております。高輪福祉会館については、平成十六年度までに、改築か耐震補強工事かを検討してまいります。新橋福祉会館については、早急な改築につきまして検討をしてまいります。

## 国に酒販規制緩和延期の地域指定要請を

### 【質問】

中小企業・商店などの声、実態を、今審議中の港区産業振興プランに反映し、日々の具体的な施策に生かすためにも、墨田区や東大和市のように、区の幹部職員を先頭に全事業所を訪問し実態調査を行うべきです。

九月一日からの酒類販売の原則自由化で、酒類販売業者から、規制緩和を延期する緊急調整地域に指定して欲しいとの陳情が出され、区は芝、麻布両税務署に要望を行いました。麻布のいずれも対象外となりました。酒屋さんは、商店街の役員や町会長など町の中でも中心的な役割を担い、御用聞きなどで高齢者の安否確認も担ってきました。こうしたお店をこれ以上なくしてはならないという立場に立ち、改めて国などに要請を行うべきです。

### 【区長答弁】

全ての事業所を訪問し、実態を把握することは困難と考えております。酒類小売業の緊急調整地域の指定について改めて要請する考えはありません。

(裏面につづく)

(表面からのつづき)

## 米国等に青山公園原状回復の要請団を

【質問】

麻布米軍ヘリ基地は二十三区内で唯一の基地です。区民の生命と安全を守る上からも一刻も早い撤去が求められます。ヘリ基地の実態を広報などで広く区民に知らせ、区民とともに撤去運



米軍は青山公園の一部を10年間も不法占拠しています

動をすすめるべきです。また六本木トンネル工事終了から十年たった今も、米軍は青山公園の一部を臨時ヘリポートとして不法に占拠しています。住民代表、区長、議会の三者で米国、東京都、防衛施設庁に要請団を派遣し原状回復を強く求めるべきです。

【区長答弁】

ヘリポートの撤去・返還については、区民の安全を守ることを最優先とし、区民の意向を考慮しながら、粘り強く東京都等の関係機関に要望してまいります。臨時ヘリポートの返還を求める要請団の派遣については、区議会の意向も踏まえ、対処してまいります。

## 介護保険軽減策改善を

【質問】

区の保険料軽減策の対象は、保険料第二段階で前年収入が一人世帯で百二十三万円以下となっています。これは生活保護の六十〜六十九歳を基準に計算していますが、介護保険制度の第一号被保険者である六十五歳以上の三分の二は七十歳以上です。七十歳以上の生活保護基準で計算すれば百三十三万円、住宅費を加味すれば二百三十万円になります。港区の収入基準は減免を実施している二十区の中で十八位です。生

活保護基準に準ずるといっているのであれば、最低でも七十歳以上の収入を基準にすべきです。またすでに五区で実施している住宅費の加算を認めるべきです。

預貯金三百万円としているのは、生活費百万円、入院費用百万円、葬儀費用百万円ということですが、実際に老人病院などに入院すれば月々数十万円かかりますし、葬儀費用も二百万円以上は必要です。預貯金三百万円は実態にあっていません。本人の努力の結晶である預貯金の基準を撤廃すべきです。

【区長答弁】

低所得者対策については、自治体間の格差が生じないように、国が総合的かつ統一的に実施するべきと考えております。今後も、国の制度の検討状況を注視してまいります。

預貯金限度額の要件は、個別に被保険者の負担能力を判断し、軽減対象者を確定する指標として必要であり、撤廃することは考えておりません。また、現行の区の限度額は、同様の軽減策を実施している他の区と比較しても、妥当な水準であると考えております。

## 待機者解消の特養ホーム建設計画を

「白金の森」隣地の購入を



特養ホーム「白金の森」隣地(建物左側の空き地)

【質問】

本年5月、サンサン赤坂が開設されたものの、特養ホームの待機者は増える一方で、現在九百二十六名の方が、入所を待ち望み、自宅などで待機しています。計画の前倒しを行うとともに、待機者を解消する建設計画を明らかにすべきです。またそのために「白金の森」に隣接している旧国家公務員宿

舎跡地の確保を図るべきです。

【区長答弁】

特養ホームの整備は、条件が整ったものから、計画の前倒しも含めて対応します。今後とも、入所希望者が早期に入所できるよう努めてまいります。特養ホームの整備は区有地の有効活用を第一と考えており、白金の森の隣地を購入することは考えておりません。

## 深刻な状況にある中小ビルオーナーへの支援を

【質問】

区内の事務所ビルの空き室率は、九年の六・一七%から〇三年四月には十・一%へと急増しています。「ワンフロア」空いているが他のテナントも出て行くと銀行ローンと固定資産税が払えなくなる。夜も眠れない」「テナントから賃料の引き下げを求められ3割下げざるを得なかった」などが実態となっています。テナントに空き室がでた場合、金融機関にその期間の返済額を軽減するよう区として要請すること。港区に關係する信用金庫・組合に対して、大銀行からの借り換えを希望する区民に対し返済期間の延長と利息を上げないで借り換えができるよう要請すること。区民が所有している中小オフィス用ビルを居住用に変えるための支援や、区がテナント空き室を活用し、障害者施設、商店街活性化事業など区民のための展開ができないか検討すること。

【区長答弁】

テナント空き室時の返済額軽減については、事業資金の借入は、事業者と金融機関との契約であり、その契約を変更するには、両者の話し合いによる合意にゆだねられるべきものです。したがって、区が金融機関に要請する考えはありません。借入資金の借り換えに関する、金融機関等への要請につきましては、今後検討してまいります。ビルの居住用変更については、区としても支援策の検討を進めてまいります。商店街活性化等を目的としたテナント空き室の活用については、様々な分野での有効活用策について検討してまいります。